

<参考>

消費者安全調査委員会 平成 27 年 10 月 23 日公表資料

「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 毛染めによる皮膚障害」より抜粋

<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

(酸化染毛剤やアレルギーの特性)

- ヘアカラーリング剤の中では酸化染毛剤が最も広く使用されているが、主成分として酸化染料を含むため、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。
- 治療に 30 日以上を要する症例がみられるなど、人によっては、アレルギー性接触皮膚炎が日常生活に支障を来すほど重篤化することがある。
- これまでに毛染めで異常を感じたことのない人であっても、継続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。
- アレルギーの場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。
- 低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

(対応策等)

- 消費者は、セルフテストを実施する際、以下の点に留意すべき。
 - ・テスト液を塗った直後から 30 分程度の間及び 48 時間後の観察が必要
(アレルギー性接触皮膚炎の場合、翌日以降に反応が現れる可能性が高いため、48 時間後の観察も必要)。
 - ・絆創膏等で覆ってはならない (感作を促したり過度のアレルギー反応を引き起こしたりするおそれがあるため)。
- 酸化染毛剤を使用して、かゆみ、赤み、痛み等の異常を感じた場合は、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、消費者は、アレルゲンと考えられる酸化染毛剤の使用をやめる、医療機関を受診する等の適切な対応をとるべき。